

令和7年2月定例会 経済委員会（事前）

令和7年2月6日（木）

〔委員会の概要 経済産業部関係〕

井村委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、委員各位に御報告いたします。

昨日開会された議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち当委員会に係る議案第63号、令和6年度徳島県一般会計補正予算（第8号）については、本日の委員会で十分審議の上、2月12日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、経済産業部関係の調査を行います。

この際、経済産業部関係の2月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料、説明資料（その2））

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計予算
- 議案第4号 令和7年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算
- 議案第8号 令和7年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算
- 議案第9号 令和7年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算
- 議案第12号 令和7年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第40号 徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の一部改正について
- 議案第56号 権利の放棄について
- 議案第62号 訴えの提起に係る専決処分の承認について
- 議案第63号 令和6年度徳島県一般会計補正予算（第8号）

【報告事項】

な し

黄田経済産業部長

経済産業部から今定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明させていただきます。

経済委員会説明資料が2種類ございます。表紙にその2と記載のないほうが令和7年度当初予算案に関するもの、その2と記載があるほうが開会日での先議をお願いする令和6年度補正予算案に関するものでございます。

まず、経済委員会説明資料をお願いします。

3ページを御覧ください。

令和7年度経済産業部主要施策の概要につきまして、その主なものについて御説明させていただきます。

まず、1の地域経済を^{けん}牽引する企業の成長と新産業の創生でございます。

（1）の地域産業の持続的発展では、①経営・金融両面からの一体的な事業者支援といたしまして、商工団体等との緊密な連携の下、県内事業者の経営・雇用の下支えを図るとともに、継続的な成長に向け経営・金融両面から一体的に支援することで、地域経済の持続的発展の実現を図ってまいります。

続いて、⑥ワンチーム徳島による戦略的プロモーションの展開といたしまして、県産品の国内外への販路開拓をワンチーム徳島で支援するため、昨年スタートした新たな地域商社、徳島県産業国際化支援機構や県内輸出事業者等と連携し、観光・食・文化の一体的かつ効果的なプロモーションなどを展開してまいります。

次に、⑦M&A型事業承継の促進といたしまして、競争力を有する企業の創出に向け、県内企業の成長戦略としてのM&Aを加速し、案件の掘り起こしからマッチングまでを一気通貫で支援し、円滑な事業承継を促進してまいります。

4ページを御覧ください。

（2）の新たな産業・スタートアップの創出では、①創業の促進といたしまして、各種セミナーによる起業家精神の醸成や、専門家や補助金による支援、とくしまスタートアッププラットフォームを活用したコミュニティ形成など、準備期から創業、成長期、安定期の各ステージに合わせた支援を実施いたします。

5ページを御覧ください。

⑦徳島バッテリーバレイ構想の推進といたしまして、県民所得の向上や雇用の拡大につなげるため、蓄電池関連産業の集積を図るとともに、蓄電池産業の基盤強化や人材育成強化に取り組んでまいります。

続いて、⑩I S T S 徳島大会開催を契機とした県内企業のビジネスチャンスの拡大と次世代人材育成といたしまして、我が国最大の宇宙に関する国際会議である第35回I S T S 徳島大会の開催を契機に、本県の魅力を発信するとともに、県内学術・産業界とのつながりの創出や学生をはじめとした県民の宇宙や科学への関心を高めるため、産学官連携による地元事業を実施いたします。

6ページを御覧ください。

2の労働力不足対策の推進でございます。

（1）の職業能力開発体制の充実では、①職業能力開発体制の強化と就職支援の充実といたしまして、産業界のニーズに応じた人材の育成を目指すため、県立テクノスクールにおける訓練等職業能力開発体制を強化するとともに、民間を活用した職業訓練において離職者等への就職支援の充実を図ってまいります。

続いて、②ものづくり人材の育成強化と技能振興の推進といたしまして、未来のものづくりを支える人材育成を図るため、各種技能競技大会への参加促進や、民間技能者による技術指導、ドイツとの相互交流を生かした職業訓練を実施するとともに、本県ものづくり技術の魅力を体感できるイベントを開催することにより、技能尊重機運を醸成してまいります。

7ページを御覧ください。

2月定例会への提出予定案件でございます。

まず、令和7年度一般会計当初予算として、表の最下段に記載のとおり668億4,219万8,000円を計上しております。

8ページを御覧ください。

特別会計では、徳島ビル管理事業特別会計など、4会計の合計で表の最下段に記載のとおり3億8,269万5,000円を計上しております。

続きまして、9ページを御覧ください。

課別の主要事項につきまして、その主なものについて御説明させていただきます。

まず、経済産業政策課でございます。

計画調査費の摘要欄①のアとイ、新規事業、「ワンチーム徳島」戦略的プロモーション事業は、観光・食・文化の一体的なプロモーションや新地域商社などと連携した直接営業や商談会の開催など、国内外への販路拡大や企業の海外展開を支援するための経費であります。

3段目の商業総務費の摘要欄③中小企業・雇用対策推進費は、とくしま産業振興機構に資金を貸し付け、中小企業・雇用対策を推進するための事業費を確保するための経費でございます。

10ページを御覧ください。

商業振興費の摘要欄①のイ、M&A型事業承継加速化事業は、対象案件の掘り起こしからマッチングまで一気通貫で支援し、M&Aをはじめとする円滑な事業承継を促進するための経費でございます。

次に、2段目の中小企業指導費の摘要欄①のア、新規事業、賃上げ環境整備促進事業は、商工団体による経営相談業務や専門家派遣等、県内企業の生産性向上や経営力強化を支援する経費でございます。

以上、一般会計予算は合計で、最下段に記載のとおり370億8,963万4,000円となっております。

11ページを御覧ください。

徳島ビル管理事業特別会計につきましては、徳島県関西本部等が入居しております徳島ビルの管理に要する経費を計上しており、予算総額は6,724万6,000円となっております。

2段目の公用地公共用地取得事業特別会計につきましては、徳島経済産業会館駐車場用地等の貸付料による歳入の一部を、国有資産等所在市町村交付金として市町村へ交付する経費を計上しており、予算総額は726万8,000円となっております。

以上、特別会計の合計につきましては、最下段に記載のとおり7,451万4,000円を計上しております。

次に、12ページを御覧ください。

企業支援課でございます。

1段目の計画調査費の摘要欄①のカ、新規事業、「徳島バッテリーバレイ構想」重点戦略推進事業は、徳島バッテリーバレイ構想に掲げる生産性向上や誘致促進などの四つの戦略に基づく施策展開に要する経費であります。

次に、キ、新規事業、徳島県スタートアップインターンプログラム事業は、スタートアップを目指す学生等が、創業者の経営手法を身近に体験するための長期インターンシッ

プや、若手起業家のコミュニティ構築のための経費でございます。

13ページを御覧ください。

3段目の金融対策費の摘要欄①のア、中小企業金融円滑化推進費は、中小企業の資金調達時の保証料補助に係る経費であります。

続きまして、摘要欄④中小企業振興資金貸付金は、県内中小企業者向けの各種低利融資制度に要する経費でございます。

14ページを御覧ください。

産業立地対策費の摘要欄⑧企業立地促進事業費及び摘要欄⑨情報通信関連事業立地促進費は、企業誘致推進のための助成に要する経費でございます。

以上、一般会計予算は最下段の256億708万7,000円となっております。

15ページを御覧ください。

特別会計でございますが、1段目の都市用水水源費負担金特別会計につきましては、早明浦ダムの管理費負担金等を計上しており、予算総額は2億9,314万6,000円となっております。

2段目の中小企業近代化資金貸付金特別会計につきましては、国や独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還金等を計上しており、予算総額は1,503万5,000円となっております。

以上、特別会計の合計につきましては、最下段に記載のとおり3億818万1,000円を計上しております。

続いて、16ページを御覧ください。

産業創生・大学連携課、工業技術センターでございます。

2段目の計画調査費の摘要欄①のエ及び17ページの4段目にあります中小企業振興費の摘要欄①のキ、新規事業、ディープテック・イノベーション創出総合支援事業は、今後、市場の成長が見込まれる研究開発型のディープテック分野における県内スタートアップの創出や、企業の成長に向けた総合的な支援に要する経費であります。

続きまして、16ページの計画調査費の摘要欄①のオ、I S T S徳島大会推進事業は、I S T S徳島大会開催を契機とした県内企業のビジネスチャンスの拡大と次世代人材育成に要する経費でございます。

17ページを御覧ください。

4段目の中小企業振興費の摘要欄①のカ、D Xステップアップ推進事業は、県内企業のデジタルツール導入の効果を高めるため、導入前の業務手順の見直しや現場環境の整備等を支援する経費でございます。

18ページを御覧ください。

2段目の工業技術センター費につきましては、研究開発や試験研究など県内企業の技術的支援を行う経費でございます。

以上、一般会計予算は、合計で26億9,274万2,000円となっております。

続きまして、19ページを御覧ください。

産業人材課でございます。

1段目の計画調査費の摘要欄①のア、徳島版マイスター制度ステップアップ事業は、各種技能競技大会への参加に向けた支援やドイツとの相互交流による実践的な訓練による技

能者の育成に要する経費でございます。

20ページを御覧ください。

1 段目の職業訓練総務費は、テクノスクールの運営や、民間職業訓練校への補助等に要する経費であります。

続きまして、2 段目の職業能力開発校費の摘要欄②のア、新規事業、バッテリー人材育成訓練事業は、県内蓄電池関連産業の人材育成・確保を図るため、蓄電池関連技術や生産工程の自動化に関する訓練をテクノスクールで実施するための経費でございます。

21ページを御覧ください。

1 段目の転職職業訓練費の摘要欄②のウ、民間を活用した委託訓練事業は、民間の幅広い教育訓練資源を活用した職業訓練により、早期の再就職を支援するための経費でございます。

以上、一般会計予算は合計で10億9,357万9,000円となっております。

続きまして、22ページを御覧ください。

東京本部でございます。

4 段目の計画調査費の摘要欄①のア、新規事業、うず潮戦略「阿波の和」拡大事業は、首都圏での徳島県ネットワーク構築や本県の認知度向上のための情報発信など、関係人口の拡大を図るための経費となっており、一般会計予算は合計で1億7,317万4,000円となっております。

続きまして、23ページを御覧ください。

関西本部でございます。

計画調査費の摘要欄①のア、九州での人的ネットワーク拡大及び認知度向上事業は、九州在住の本県ゆかりの企業や団体等の更なるネットワーク構築など、関係人口の拡大を図るための経費となっており、一般会計予算は合計で1億8,598万2,000円となっております。

続きまして、24ページを御覧ください。

債務負担行為でございます。

経済産業政策課については、とくしま産業振興機構が債券等で運用する中小企業・雇用対策推進費に関し、限度額欄に記載の範囲で損失補償を行うもので、企業支援課については、企業立地促進事業に係る補助金について、限度額欄に記載の範囲で債務負担行為を設定するものでございます。

また、産業創生・大学連携課については、とくしま産業振興機構におけるとくしま経済飛躍ファンド造成事業に関し、限度額欄に記載の範囲で損失補償を行うものでございます。

25ページを御覧ください。

その他の議案等といたしまして、条例案でございます。

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者等の皆様への融資に係る、利子補給金を支給する事業の一部が令和6年度で終了することに伴い、基金原資である国から交付された臨時交付金の返還に要する経費の財源に充てるため、処分の特例を設ける改正をするものでございます。

次に、徳島県中小企業設備近代化資金貸付金及び違約金に係る権利の放棄についてでございます。

中小企業設備近代化資金貸付金の未収金債権については、弁護士やサービサー、債権回収会社とも連携し、最大限の回収に努めているところですが、さきの令和5年度2月の事前委員会にて御審議いただき策定いたしました不納欠損処分基準に基づき、弁済の見込みがなく債務を履行させることが事実上困難となっている債権に係る権利の放棄2件につきまして、今議会での御承認をお願いするものでございます。

引き続き、債権管理の適正化に努めるとともに、未収金の削減に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、26ページを御覧ください。

貸金返還請求に関する訴えの提起に係る専決処分の承認についてでございます。

平成10年に、県が資料記載の組合に対し貸付けいたしました中小企業高度化資金貸付金の債権管理に係る時効更新のため、債務者への支払督促を裁判所に申し立てましたところ、同組合から異議の申立てがなされたため、民事訴訟法の規定により訴訟へと移行したところであります。

これを受け、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年1月24日付けで行いました訴えの提起に係る専決処分につきまして、御承認をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料その2を御覧ください。

まず、3ページでございます。

開会日における議決をお願いいたします令和6年度補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

令和6年度一般会計につきましては、補正額欄の最下段に記載のとおり3億3,900万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は合計で677億3,476万1,000円となっております。

次に、4ページを御覧ください。

課別主要事項につきまして、御説明いたします。

経済産業政策課でございます。

中小企業指導費の摘要欄①のア、新規事業、賃上げ環境整備促進事業は、生産性向上に向けた設備投資に対する補助により、県内企業の持続的な賃上げを支援するための経費として3億3,000万円を計上しております。

5ページを御覧ください。

産業創生・大学連携課でございます。

中小企業振興費の摘要欄①のア、新規事業、中小企業経営者向け価格転嫁推進事業は、中小企業診断士による原材料費や労務費などの原価管理診断や、価格交渉に必要となる資料の作成など、企業の価格転嫁の取組を総合的にサポートするための経費として900万円を計上しております。

続きまして、6ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。

ただいま、令和6年度補正予算案として御説明申し上げました事業につきましては、国の総合経済対策に呼応する施策として当初予算と一体として編成させていただいており、事業の完了が来年度となりますことから、明許繰越しの設定をお願い申し上げます。

経済産業部において、今定例会に提出を予定しております案件につきましては以上でござ

ございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

井村委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

古野委員

それでは、1点質問させていただきます。

今回の補正でも、いろいろと中小企業の賃上げ関係の支援が予算補正で上がっておりますけれども、昨年末に最賃が上がりまして、対象の方々は非常に喜ばれておるのですが、実際に事業経営者の方々が非常に御苦労されておったということでございます。

その支援策は10億円余りだったかと思うのですが、今、その支援分の申請がどんな状況で、実際にどの程度現場へ流れているか、把握されていることの報告をお願いいたします。

福岡経済産業政策課長

委員御質問の事業と申しますのは、労働雇用政策課が所管しております徳島県賃上げ支援事業のことかと思っております。

労働雇用政策課から状況をお伺いしたところ、12月2日から受付を開始しておりまして、1月31日現在で767件の申請を受け付けているところでございます。

古野委員

ということは、この割合でいうと、予定分の中でどの程度執行されているのでしょうか。数字的にはどんなものですか。

福岡経済産業政策課長

労働雇用政策課からお伺いしたところ、支援金額、一時金予算額としては10億5,000万円のうち、現在申請が来ている金額で申しますと1億5,000万円余りとお伺いしてございます。

古野委員

割合で言ったら2割弱ですね。

なるべく早い状況の中で、必要な方が受け取れるようにしていただけたらと思います。

先立って、1週間ほど前の地元紙に休廃業・解散が最多ということで、これはコロナ時の貸付けの分もあってこういう状況になっておるのかも分かりませんが、私が小規

模の方々からの心配としてお聞きするのは、最賃が上がった中でその分を価格転嫁しながら増していくのは非常に難しい、それを価格転嫁するのは怖いとお聞きいたします。

支援策が終わるときに、きちんと価格転嫁ができて回収できるような状況だったらいいのですけれども、そうなっていかない場合は、やはり現場の事業者の方、特に小規模の方はどうしても廃業若しくはその他のことにつながっていくおそれがあると非常に心配されています。そういうところにとって、今年、私もちょうど高齢者のカテゴリーに入るんですけれども、私の友人で高齢者になっていきつつある方々が、いつどこで事業を継承していくか、若しくは継承できる相手がいなかった、終了していこうかという考えをされておる方が、これをきっかけに非常に早まっていくのでないかと。徳島のような小さな経済の中では、事業を終えたりすることが早まる、小さなところがやめていくというの大きなダメージになると思うのです。

ですから、もっとこれから事業の手厚い支援をしていただかないといけないと思うのです。今回の補正の中でも、今御説明いただいた2件は、いろいろな角度の中で支援の形を盛り込まれて、非常に有り難い話なのですけれども、これをしながらも次策もどこかに持っておいていただかなかつたら、これで終了して全部完結してきちんと軌道に乗っていただけるのか。多分それができるというお考えだからこの事業を進めていこうと思うんですが、具体的にこれをきちんと進めていただけるのか。聞き方が難しいですけど、これがどのような形で次の当初予算につながって、補正から継続しながらすっとうまいこと滑り出していくというか、きちんと事業が継続されていくのか、そこら辺の感覚的なお話をお伺いしたいと思います。

福岡経済産業政策課長

委員から、中小企業への継続的な支援をという趣旨の御質問かと思えます。

深刻化する人手不足やエネルギー価格、物価の高騰といった中で、中小・小規模事業者は非常に厳しい状況にあると認識してございます。そこで、経営力を強化するためにも、生産性向上などに資する設備投資について、これまでも積極的に支援してまいったところでございます。

昨年度、令和5年度の6月及び9月補正においては、急激なエネルギー価格の高騰などに対応するため、GX投資などを支援する企業変革力強化投資促進事業や、同年11月補正では、DXビジネスモデルの変革を促進するための生産性向上に向けた設備投資を支援する生産性革命投資促進事業、そして今年度、令和6年度の9月補正では、同様に生産性向上に向けた設備投資を支援する賃上げ応援！生産性向上投資促進事業をお認めいただいて、切れ目なく施策を投じ、県内企業の経営力強化を図ってきたところでございます。

さらに、今回この2月補正において、賃上げ環境整備促進事業を計上させていただいておりまして、引き続き生産性の向上や成長力の強化に資する取組に対して支援していきたいと。そして、今回の事業は、より使いやすい事業スキームとすることで、小規模事業者の皆様にも積極的に御活用いただきたいと考えてございます。

また、国にも生産性向上や賃上げ支援に向けた様々な支援メニューがございますので、事業者にとって、より身近な支援機関である商工会議所や商工会、そしてとくしま産業振興機構などとも連携いたしまして、積極的な活用を促すことで、今後とも事業者目線で丁

寧にサポートしていきたいと考えてございます。

古野委員

せっかく立てた予算ですので、きちんと使ってください。どんどん使っていただくようにもっと周知していただいて、先ほどの説明でも10億円余りの中で20%ぐらいという状況です。私もお聞きすると、良かった、使いやすいっていう方もいれば、非常に分かりづら^いって思われている方もいるようでございます。周知をきちんとしていただいて、せっかくの予算を使っていただくよう頑張っていたいただきたいと思います。

それと、今回補正を、また当初にも35億円という予算が乗せられておりますけれども、これで全て十分かといったら、それもまだ状況を見ながらでないといけないと思います。動向をきちんと注視していただいて、これで足りないという思いがあったら、躊躇^{ちゅうちょ}せずに補正もお考えいただくことをお願いして、私の質問を終わります。

岸本委員

原材料費の高騰や労務費の上昇によりまして、中小・小規模事業者は非常に厳しい状況にあると認識しておりますけれども、中でも、先ほど古野委員もおっしゃいましたが、後継者がいないことが非常に大きな課題と考えております。

先日、民間調査会社の調査におきまして、後継者の不在率が取り上げられておりまして、全国で最も悪いのが秋田県、それに続きまして鳥取県が第2位だったかと存じております。そのあたりが70%を超えておりまして、北海道、島根県、徳島県、高知県、愛媛県で、大分飛ばしましたが、神奈川県、沖縄県あたりが60%台だったかと認識しておりますが、本県の状況はどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

福岡経済産業政策課長

委員から、後継者不足について、本県の状況というところでございます。

委員からのお話にございました調査は、昨年11月の民間の調査会社による2024年の全国「後継者不在率」動向調査でございまして、その結果が公表されております。それによりまして、まず、全国の後継者不足の状況でございしますが、後継不在率が52.1%ということで、前年度と比べますとマイナス1.8ポイントの微減、すなわち改善はされているようでございます。

また、本県の後継者不在率は60.2%で、こちらも対前年度比でマイナス1.6%の微減、若干の改善がされたところでございますが、不在率60.2%といいますのは、全国平均を上回る数値でもございまして、全国的にも上位に位置するものと考えてございます。

岸本委員

後継者が見つからないということで、事業は黒字でも廃業を選択する企業が多いとお伺いしたことがございますけれども、せっかく黒字の企業が後継者不足で廃業してしまうことは非常に残念だと考えております。

こうしたことから、事業継承も非常に重要と考えておりますけれども、これまで徳島県はどのように取り組んできたのか。教えていただけたらと思います。

福岡経済産業政策課長

事業承継に関するこれまでの取組でございます。

県内中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、中小企業が培ってまいりました価値ある経営資源を次世代に継承していくことは、本県経済の持続的な経済成長と地域の活性化を図る上で極めて重要な課題であると認識してございます。

そこで、平成29年7月から、県と市町村をはじめ商工団体や金融機関、税理士や弁護士会などの士業団体などから成ります事業承継ネットワークを構築いたしまして、それ以降積極的に推進しているところでございます。県南、県西、県央の各エリアに、元銀行員の方や商工会議所のOBの職員をコーディネーターとして配置いたしまして、事業所ごとに承継の計画策定から実行まで丁寧に伴走支援をしたところでございます。

また、県内商工団体とも連携いたしまして、県下全域で事業承継個別相談会を実施するとともに、専門相談員が金融機関の支店や市役所などに出張いたしまして、事業承継セミナーや個別相談会を実施するなど、事業者に寄り添った継続的なサポートに取り組んでいるところでございます。

岸本委員

これまで、県だけではなく商工団体や金融機関、事業団体の皆さんと連携して取り組んでいただいていることは、非常によく分かりました。

それで、事業継承を更に加速させていくため、今後どのように取り組まれていくのか教えていただけたらと思います。

福岡経済産業政策課長

事業承継の今後の取組についてでございます。

今回、令和7年度当初予算として計上しておりますM&A型事業承継加速化事業におきましては、小規模企業のM&Aを資金面で後押しするため、小規模企業者成長型M&A促進応援金、買手側の支援を創設するとともに、今年度から実施しておりますM&A促進奨励金をはじめ、事業承継支援費補助金の売り手側への支援と併せまして、譲渡案件の掘り起こしからマッチングまで促進して、事業承継に要する経費の一部を支援してまいりたいと考えてございます。

また、新たに事業承継促進月間を設けまして、関係団体と連携したイベントや研修会などを集中的に開催することに加えて、その様子を動画などで撮影してポータルサイトなどで広く発信していくことで、M&Aのイメージの向上、事業承継の機運醸成を図ってまいりたいと考えてございます。

加えて、コーディネーターの配置や企業価値創出のための専門家派遣を新たに実施するなど、事業承継・引継ぎ支援センターの強化も図ってまいりたいと考えてございます。

こうした取組を通じまして、地域によって育まれてきた技術力やブランド力、こういったものを未来に引き継いでいけるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

岸本委員

事業承継のマッチングやいろいろな取組を通して、せっかくある企業をこれからも引き続きつないでいていただけるよう尽力していただきたいと考えております。

次に、中小企業経営者向け価格転嫁推進事業についてお伺いさせていただきたいのですが、先ほど企業の価格転嫁の取組を総合的にサポートする事業と説明がございましたが、事業の背景や内容を御説明いただけたらと思います。

岡崎産業創生・大学連携課長

ただいま岸本委員より、中小企業経営者向け価格転嫁推進事業の背景や内容について御質問いただきました。

まず、背景といたしましては、中小企業において原材料やエネルギー価格、人件費の上昇が大きな経営課題となっており、経営全般の総合支援相談窓口でありますよろず支援拠点におきましても、賃上げや価格転嫁に関する相談が増加していると聞いているところです。このよろず支援拠点のコーディネーターによりますと、適切な賃上げや価格転嫁を行っていくためには、個々の製品やサービスごとに労務費や原材料費、固定費が幾ら掛かっている、どの程度上昇しているかを分析する原価管理が必要になるところですが、多くの中小企業におきましては、このコストの分析が不十分であり、価格交渉を行うに当たって取引先が納得できる根拠資料が示されていないと聞いております。

そこで、この事業におきましては、専門家である中小企業診断士の派遣によりまして原価管理診断を行うことにより、製品の全体に占めるコストの見える化や、価格交渉資料の作成支援を通じまして、価格転嫁の実現を伴走支援することとしております。

また、価格転嫁や賃上げに関するセミナーも開催いたしまして、広く原価管理の重要性やノウハウの紹介も行っていきたいと考えております。

岸本委員

事業の内容について、よく分かりました。

ただ、価格転嫁を行うに当たっては、取引先との関係性もありまして、なかなか踏み出せない、二の足を踏む企業もあるとお伺いしておりますけれども、こうした中で、交渉に当たっては、どうしても発注者側の立場が強くなってしまうと感じております。こうした場合のサポートはどのように行っていくのか、お伺いさせていただきたいと思います。

岡崎産業創生・大学連携課長

ただいま、実際の交渉に当たってのサポートについて御質問を頂いております。

交渉に当たりましては、この事業において作成された価格転嫁の根拠となる資料を基に協議を行っていくこととなりますが、更に支援企業様、経営者様の意向を踏まえまして、必要に応じて、この専門家が価格交渉の場に同席することも予定しております。経営者と一緒になって、根拠資料を基にやむを得ない状況であることを説明し御理解いただくことで、取引先とも良好な関係を保ちつつ、サプライチェーン全体での共存共栄を目指し、適正な価格転換の実現につなげてまいりたいと考えております。

岸本委員

よく分かりました。

こうした県内の経済の状況や企業のニーズを捉えた事業、取組を実施していくことで、企業の賃上げや価格転嫁の実現による経済の好循環につなげていければと思っております。最後に申した企業への支援事業の周知を積極的に行っていただくことをお願いして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、バッテリーバレイ構想についてお伺いさせていただきます。

バッテリーバレイ構想には非常に関心を持っておりまして、これまでも質問させていただきましたので、引き続き質問させていただけたらと考えております。

県外企業の誘致はもちろん非常に重要だと考えておりますけれども、県内での取組も重要なので、令和7年度当初予算の主な事業ということで、バッテリーバレイ構想の実現に向けた取組についてお伺いさせていただきたいと思えます。

このバッテリーバレイ構想の実現に向けた取組の中で、「徳島バッテリーバレイ構想」重点戦略推進事業の概要を教えてくださいたいと思えます。

島海企業支援課長

ただいま、「徳島バッテリーバレイ構想」重点戦略推進事業についての御質問を頂きました。

徳島バッテリーバレイ構想におきましては、推進のための四つの戦略といたしまして、生産性向上、人材育成・確保、新事業展開・誘致促進、情報発信・普及拡大を掲げておりまして、これらに基づき施策の展開を図っているところでございます。

この度、予算を計上いたしました「徳島バッテリーバレイ構想」重点戦略推進事業は、大きく四つの項目で事業展開をしていくものでございます。

まず一つ目といたしまして、県内企業の成長支援といたしまして、県内企業が蓄電池関連産業への新規参入に向けまして、蓄電池メーカー等との取引につながるよう、営業活動や商談の設定など販路開拓に向けた伴走支援を行うものでございます。

二つ目といたしまして、中長期的な蓄電池人材の育成といたしまして、昨年7月の構想の策定に合わせまして、四国の自治体で初めて本県が加入いたしました、関西蓄電池人材育成等コンソーシアム等の協力の下、高校や高等教育機関にてバッテリー授業や電池製造実習を実施するものでございます。

三つ目、サプライチェーン構築を見据えました企業誘致の加速といたしまして、首都圏等で開催されます電池業界の展示会への出展などによりまして、積極的な誘致活動を展開するものでございます。

四つ目、県内外での多角的な情報発信といたしまして、今年度作成しております映像コンテンツ等のツールを活用いたしまして、本県の蓄電池関連産業の魅力をSNSやデジタルサイネージ広告などで発信いたしまして、県内外の企業や学生、また、次代を担う子供たちなど幅広いターゲットに興味関心を持ってもらうことで、中長期的な人材確保につなげるものでございます。

これらの施策を効果的に実施することで、産業集積につなげたいと考えております。

岸本委員

今、御説明いただいた中で、蓄電池産業への新規参入に向けた伴走支援を実施するというところでございますけれども、これはどのような事業者の声を伺ったものなのか、教えていただけたらと思います。

島海企業支援課長

新規参入に向けた伴走支援に対しての事業者の声ということで、御質問いただきました。

昨年11月の徳島ビジネスチャレンジメッセの中で行いました、県内企業の経営層を対象といたしました電池ビジネスセミナーの中で、受講した参加者の多くから、新規参入や事業拡大を行いたいとの声を頂いたところでございます。

その一方で、自社の技術をPRし参入の機会を得たいが、そのきっかけが難しいですとか、ビジネスマッチングを開催してもらいたいなどの御意見や御要望も頂いたところでございます。

このような声を受けまして、県内企業の新規参入、事業拡大に向けた支援を実施しまして産業集積を図ってまいります。

岸本委員

県内企業の蓄電池関連産業への参入、また、事業拡大への支援をしっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、バッテリー人材育成訓練事業についてお伺いしたいんですけど、この事業の概要をちょっと教えていただけたらと思います。

内海産業人材課長

岸本委員より、事業の概要について御質問を頂きました。

徳島バッテリーバレイ構想を推進していく上で、県内事業所がバッテリー本体や各パーツの製造工程への参入を検討するなど、蓄電池関連産業の集積を図るためには、生産効率の更なる向上に必要なオートメーションスキルが重要度を増すことから、県といたしましてもオートメーション化を後押しするため、中央テクノスクールにおいて実習機器を導入し、県内事業所等で働く方々を対象としたリスキリングやスキルアップのための訓練を提供したいと考えております。

具体的には、実習機器を活用して、実際の工場の生産ラインを想定した生産工程の自動化におけるプログラム制御の訓練を実施したいと考えております。

特に、県内の電気系や機械系の事業所の方からは、徳島バッテリーバレイ構想策定を契機にオートメーション導入の検討や、実際に試してみたいという声が寄せられているところでございまして、訓練を通して、自動化に欠かせない専門知識を理解し技術を習得している人材を増やし、オートメーション導入のきっかけにつながるよう推進してまいりたいと考えております。

岸本委員

私自身、日亜化学工業株式会社出身でありまして、県内企業の生産工場に関しましてオートメーション化していくことは必要不可欠だと考えております。

また、この事業は蓄電池産業のみならず、県内の幅広い製造業に対しても推進していくことが非常に重要だと思っております。

そこで、非常に多くの事業者に周知していくため、どのように広報に取り組んでいくのか、教えていただきたいと思います。

内海産業人材課長

岸本委員から、どのような広報に取り組んでいくのかという御質問を頂きました。

委員がおっしゃいますとおり、生産工程の自動化の技術は蓄電池関連産業だけではなく、機械や設備を導入する製造業をはじめとした、幅広い業種の企業において必要とされる技術であると考えております。この訓練がきっかけとなりまして、県内製造業の生産性向上、人材不足の現場の負担軽減の一助になればと考えているところです。

広報につきましては、県のホームページやテクノスクールのSNSを活用した広報はもとより、徳島県機械金属工業会や電気工事組合などの会員企業をはじめとした幅広い県内企業への周知広報に努めてまいりたいと考えております。

岸本委員

蓄電池産業の集積には、県内の企業の底上げは必要不可欠だと考えております。

また、新規参入による事業拡大を後押しするとともに、是非、生産性向上に向けた支援を強力に進めていただきたいと思いますと思っております。

また、先ほどの人材育成に関しましても、幅広い産業の方に広めていただけたらと思っておりますので、そのあたりもよろしくお願いします。

仁木委員

先ほどの、中小企業経営者向け価格転嫁推進事業の御答弁の中であったところを確認させてもらいたいのですけれども、価格転嫁するということか、取引先との単価交渉に、場合によっては中小企業診断士も含めて同席した上で、エビデンスを基にサポートしていくというお話があったと思うんですけれども、この発想はどこからきたんですか。何か要望があってからきたのか、どういった経緯でそうやろうとされたのか、教えてもらえますか。

岡崎産業創生・大学連携課長

ただいま仁木委員より、中小企業経営者向け価格転嫁推進事業のきっかけについて御質問いただいております。

この事業の創設に当たりましては、よろず支援拠点のコーディネーターや国とも一緒になって、ビジネスチャレンジメッセで価格交渉講習会を行ったり、中小企業団体にヒアリングを行う中で、実際労務費や原材料費等も上がっている中で、どのように価格転嫁を進めていったらよいか分からないという声が聞こえてまいりました。

国におきましても、原価管理診断ツールなどをホームページ上で公表して進めているところではありますが、このツールが在りますからといったところで、実際に専門家の方が伴走支援しないとなかなか浸透しないのではないかとということを踏まえ、よろず支援拠点に、中小企業診断士の資格を持った方が何名も経営支援の相談のためにいらっしゃいます

ので、相談した結果、伴走支援という形で、実際に中小企業者、経営者と一緒になって、まず、製品コストに占める原価の割合がどれくらい増えているか、利益がどれくらい圧縮されているかということから、生産工程の見える化、原価の見える化をしませんかと。それでもって価格転嫁しないで済むこともあるだろうし、実際価格転嫁しないと難しいという結果に至ることもあろうかと思います。そういったところの御支援からと考えた事業でございます。

仁木委員

そこは重々理解できるのです。だから同席するっていう発想はどこからきたのですかっていうところです。

岡崎産業創生・大学連携課長

ただいま仁木委員より、同席の有無についてですが、ここは御相談に応じて、必要に応じてと考えております。

経営者様の意向を踏まえて、自分でできるというのであれば同席はいたしませんし、やはり説明が十分にできないのでという御依頼があれば同席することを考えております。

仁木委員

さばき方はそれでいいと思うのですが、同席するという根拠の中に、中小企業の皆さん方がそうしてほしいという依頼や声があったと言っていたら、我々はそうですねとなるのですが、中小企業診断士やよろず相談所が、そのほうが望ましいでしょうだけだったら、はっきり言って価格交渉した段階でその取引がどうなっていくのかは責任を持てません。持てないはずなのです。

それがいいって僕は思いますよ。交渉しにくい中小企業の皆さん方、個人事業主にとっても非常に有り難いと。そこまで踏み込んでくれる方もいらっしゃいますけど、それで臨んだときに取引が解消になったら、そこまでは責任を持てません。

だから、それはある意味それが正解だけでなく、そういう選択肢もあるだけの話であって、そこら辺は重々理解された上でされるほうが私は良いのではないかなと。

その選択肢は良いと思います。価格転嫁交渉ができない人にとったらそれでいいのだけれど、その部分で取引が解消になってしまったら、特に中小企業や個人事業主は一者取引でやっているところがいっぱいあるわけなので、そこから違うところに取引を替えられたら、こういう交渉局面は非常にシビアな状況でありますから、そこら辺はどこまでの部分だったらいけるよとか、そういった前段の打合せが非常に必要な部分。

その前段のシナリオの絵を描く、そこを重視した上で最終的に同席するかしないかをきっちり話しないと、ただ単に私たち同席しますって、だから任せてくださいだけだったら、よほどの腕がある中小企業診断士でなかったら成功しないです。

取引先だって、いきなり中小企業診断士を連れてこられて、ワーワー言われたって、取引しているんだから自分できちんと言ってくださいみたいな感じの人もおります。

そこら辺は、良いことをしているのだから、それを売りにしてしまったら本末転倒になっても仕方がないのではないかということだけは、ちょっと気を付けていただいたほう

がいいのではないかと思います。するなって言っているのではないのです。選択肢の一つとして、前段でしっかり話をして、そういう理解の上で、されるリスクを言った上ですべきだと述べておきたいと思います。

補正予算はこんな感じですが、当初予算でまいますと、新規の分は皆さんが御質問されると思うので、私からは、前年当初予算との対比で増減がある分を教えていただきたいと思います。

まずは、この特別会計の部分で、中小企業高度化資金貸付金が減額になっているのは、貸付けの部分が解消されたという理解でいいのかということと、物産貿易振興費の中の伝統産業振興費が前年91万1,000円であるのが、当初予算では1,780万円になっている部分の増加額の御説明をお願いしたいと思います。

あと、東京本部の地方創生の深化のための支援費ですけれども、前年が110万円、当初予算が2,340万円となっておりますので、そこら辺はどういうものなのか。明細の中からはそういうことです。

最後に総じてお聞きしますけれども、地元紙の中でもよく分析されている、基金の繰入額を使っていくと、ためているだけだったかもしれないという部分で、正にこれは投資していく積極財政としてはすべきことだと私は思っていますから、それは否定しないのですが、基金から繰り入れるときというのは、一定程度の緊急性を要するであるとか、いろんな元からの考え方があると思うんです。

例えば、緊急性を要する部分については、何でもこじつけられるから、僕はそれにこじつけられるのであれば、最終的にそれでいいと思っているのです。何が言いたいかというと、例えば、国の事業が見立てはあっても進んでないから予算が付いてない、でも事業は早く進めたいから基金から繰り入れて先取りしてやるのですっていう言い回しの説明は、基金を繰り入れるときには正当な理由だと私は思います。

そこで言いたいのは、当初予算の中で事業がいろいろある中で、基金を取り崩して繰り入れて行う一般財源事業は、どの担当課であるかを教えていただければと思います。

鳥海企業支援課長

まず、特別会計のうち、中小企業近代化資金貸付金特別会計の減について御質問を頂きました。

この中小企業近代化資金貸付金特別会計につきましては、高度化資金、設備近代化資金、小規模貸付及び設備貸与の4事業に係る企業や国民への貸付事業及び償還との管理を行うことを目的とした会計となっております。現在は高度化資金のみ、事業的には継続している状況でございますが、本県では、しばらくの間貸付けをしていない状況ではございます。

この高度化資金の新規貸付に備えまして、令和5年度末時点で特別会計内に約24億円を留保していたところでございます。この財源につきましては、過去の高度化資金の貸付先からの繰上償還があった際に、本来は一般会計へ繰り出す分なのですが、特別会計の中に留保して次の貸付けに備えていたものでございます。

この度の全庁的な特別会計の整理・検討を行いました結果、本特別会計の留保金の24億円のうちから11億3,000万円を一般会計に繰り出したためでございます。なお、金額の根拠につきましては、高度化資金の貸付事業がまだ継続されておりますので、念のため12億

円程度を特別会計内に留保しているものでございます。

福岡経済産業政策課長

まず、東京本部の計画調査費、地方創生の深化のための支援費ということで、令和7年度予算が増えておるところでございます。

この事業ですけれども、今年度、東京での徳島県人会を開催いたしましたところ、これまで参加者150人程度であったのが、350人を超える方に御参加いただいたということもございます。今回こういった交流、御縁ができましたので、それを更に拡充して進めていきたいと考えてございます。徳島県出身者だけでなく、徳島県に関係やゆかりのある方々も一堂に集めて交流の場とさせていただきたいということで、そうした関係人口の拡大のための経費として計上させていただいておるところでございます。

あともう1点ですが、委員から、基金を繰り入れて財源に充てる事業をということでございますが、おっしゃる基金というのは、例えば二十一世紀創造基金とか、そういったものかと思います。申し訳ございませんが、今、どの事業に充たっているという詳細なデータが手元にございませんで、また別途。すみません。

岡崎産業創生・大学連携課長

ただいま仁木委員から、説明資料17ページにあります物産貿易振興費の増について御質問を頂いております。

こちらの事業につきましては、前年度91万1,000円という事務費であったところ、今年度は事業の財源の付け替えによりまして、これまでの厚生労働省の事業から持ってきておりまして、伝統産業の振興に係る補助金750万円と、プロポーザルで行う後継者確保等の事業費950万円をこの事業で計上させていただいたものです。

仁木委員

それぞれ御答弁いただきました。

伝統産業振興費は、今の御答弁の解釈では、補助金が取れたから増額でできたという理解でいいと思うのですけれども、では、具体的に前回は91万1,000円で実施した事業はどのようなのでしょうか。言わば、ほぼ1,700万円増なんですけれども、1,700万円も何をどうされるのか、詳しくでなくてもいいけど、それが気になるのです。前年は91万1,000円できているのを、補助金を取れたのは良かったし、腹痛めなくても済むから良かったとなるのですけど、1,700万円通してから何をするのか教えていただければというところがあります。

基金繰入れは、いわゆる一般財源基金ですから、財政調整基金から繰り入れているのかどうなのか知りませんが、地元紙やメディアの皆さんが分析していただいているのは、当初予算の中でそういった基金を取り崩してから当初予算で使うという方針が県にはありますと。それはいいことですよという報道もしていただいておりますが、でしょうね。

それについて否定しているわけではなくて、今回のこの当初予算のこの部局の事業は、こういったところに一般財源の基金を利用、繰り入れてから実施しております、取り崩して実施しているのですという仕組みになったわけですから、ぱっと表を見たら、ある程度

繰入金がある。そうして、繰入金を見たら2億9,100万円、12億9,700万円って繰入金とあるから、その部分で言ったらどういう事業なのかなと。それが全部繰入金って、財調から入っている基金なのかどうかを含めて、また、教えてもらえればと思います。

なぜそれを聞くかと言ったら、一般財源だからであって、一般財源で基金を取り崩してまでする事業はどんなものなのかというのは、我々はチェックしなければならない。だから、聞いております。どこまで気合を入れてしたいのか、本当に金が無くてもしたいのだ、だから貯金を切り崩したのだという話だと思うのです。だから、絶対投資しなければいけないものだと、その意気込みを聞きたいだけの話なのです。

そこはきちんと、付託委員会までに、若しくは付託委員会でお教え願えればと思いますので、よろしくお願いします。

東京本部もそうで、2,000万円程度多くなるのだけれども、どんなことをするのが気になるので、東京本部と、さっき言っていた伝統産業振興の部分を教えてください。

福岡経済産業政策課長

東京本部のうず潮戦略「阿波の和」拡大事業についての御質問でございます。

先ほど申し上げたように、今年度実施した東京での徳島県人会を更に拡大して実施したいと考えています。

徳島県出身者だけでなく徳島県にゆかりのある方々にも御案内を差し上げて、御参加いただいて、そしてそれぞれ交流を深めていただいて、新たな人とのつながり、関係人口の創出につなげていければと考えて、今回事業化したところでございます。

岡崎産業創生・大学連携課長

先ほどの御説明を補足させていただきます。

仁木委員より、当初予算額の増加額約1,700万円に関してですが、昨年度雇用促進費として計上されていた1,700万円が物産貿易振興費として計上されているものであり、今年度につきましても、同様の事業、伝統産業振興に係る経費については継承し推進しているところでございます。

仁木委員

これは当初予算を審議しているのですよね。前回と同じ内容ですって、雇用促進費に入れていますって言われたって、金額が1,700万円増になる。元々90万円で行っていたやつが1,700万円増になって、元々と同じのをやりますっていうのは、それだったらなぜそれだけお金が掛かるのですかっていう話になるのです。

逆に思いませんか。お小遣いを渡すときにそうやって思いませんかっていう話。今まで駄菓子屋に行って100円の飴^{あめ}が買えていた。それを1万円が要るからと渡して、それじゃ何を買うのかって言いませんか。1万円くれって言われたら。これが予算のチェックというか議論。丁寧なチェックをしていると私は思っておりますから、だから、それは分からない。

それと、東京本部ももういいけど、次回、付託委員会までに答えられるようにというのは、ここは採決があるから、納得させてもらってから私は立ちたいから。

東京本部だって、知りたいのは見立てなんです。見立てというのは、積立て、2,200万円の算定根拠は何ですかと。前回から2,200万円増なんです、はっきり言って。前回、支援費は110万円となっているわけ。新規事業となっているからそれはあるんでしょうけど、新規事業だって積立てはするでしょう。予算を積み上げて、積算はするでしょう。何に幾ら掛かって、どんな計画するからこれだけ掛かるというのはあると思いますから、東京本部は来っていないから、聞けないのは分かっているから、ここはいいのだけれど、それは答えられるようにしておいてほしいです。

さっきのやつだって、1,700万円増ってというのはどんな事業をするんですかっていうのは、前回と同じですのだったら、前回と同じ91万1,000円でよろしいのでないかっていう話になってくるのです。それは何ですかっていうのは、予算の審議には、やっぱりあれしておいてほしいと思います。

一般質問だったら事前に通告します。数字を持ってないかもしれないけど、でも、予算を議会に説明して、通してねって持ってきているのであれば、上程されている予算については、ぱっとこうやって見ておかしいと……。

それでこの資料が出てくるのは今日の朝です。この新規事業のものは元からもらっているけど、この予算書の詳細はここに来て初めて見る。僕が聞いていることを、前もって言えって言っても、言えないから。それを前もって言えって言うのだったら、これをもっと早く渡してくれっていう話になってくるんです。

僕に先に言っと思っていらっしゃる方がいらっしゃるかもしれませんが、それはできないから。これは今朝見ているものだから。今ぱっと見て質問しました。これは何だろうかと。

だから、そこら辺は答えられるようにしておいてくれなかったら審議できない。申し訳ないんだけど、そこら辺はお願いしておきたいと思います。

最後に、賃上げのサポートで、いろいろしていただいているのですけれども、これ、設備投資の部分が多いと思います。だから、労働雇用政策課も、補正予算を含めて同じようなことをしてくれている。これは、国の事業に合わせていただいていると思うんです。これらの違いは何なのかを教えてもらいたい。また、併用できるのかと。併用できるのだったら、ここの部局でやるのはすごく良いことだと思うし、選択肢が多いほうが良いと思う。何が違って、どうフォローするためにこのよく似た二つの事業をやっているのか。また、どう違うのかを教えていただければと思います。

福岡経済産業政策課長

今回、2月補正で提出しております設備投資の賃上げ環境整備促進事業でございますが、昨年、令和6年9月補正で生産性向上に資するような設備投資の予算についてお認めいただいたところでございます。

前回は、比較的規模の大きな上限1,000万円で予算を計上させていただきました。その際に議会でも御議論いただいたのが、もう少し小規模な事業者の方にも使いやすい支援はないのかというお話でしたので、今回は上限200万円、下限が25万円といった設備投資の事業を計上させていただきました。

委員がおっしゃるように、国にも様々な支援策がございます。どちらを選択するかは、それぞれの事業者さんによってくるとは思います。併用できるかどうかは、同じものに対

しては併用できないですけれども、国の事業を選ぶか県の事業を選ぶかは、それぞれの事業者が、自分の会社の経営計画に基づいて御判断いただけたらと思っております。

仁木委員

これって、テクニカルなことを言えば、併用できるようにする余地は全くないのですか。今出している案はそういう案で出しているけど、テクニカル的にこの案でなくて、同様の事業をリニューアルしてでも、併用できる余地はないのかと。

何が言いたいかっていうと、例えば、保証であれば融資の部分で総量規制の枠は決まっているわけです。どのようにしても総量を超えていれば、保証が受けられない場合もあるわけです。だからその分を、保証枠の積み増しとかいろんな政策を行政がした上で、枠を広げてあげられるような方策を示してきたのがコロナのときです。

今回は、支援策として併用できないのであれば、どちらかを選びなさいでしょう。そういうのはいっぱいあるんですけど、テクニカル論的にそうしたリニューアルというか、前に保証でしたように、本当はできないんだけど、物価高騰だからとかコロナの対策だからとかいって、両方使えるようにできると、リニューアルできるような余地はないのでしょうかという話です。

今回は仕方がないです。出していますから。この見立てで、言ってみればこうこうでいこうと表から出してきた、財政課が言っているところに来ているのだから仕方ないと思うのです。

でも、本当に何にも併用ができないのですかという話なのです。その余地はないのですか。

福岡経済産業政策課長

今の時点では、事業スキーム上はそのようなことは考えてございません。今回申請いただくに当たって、商工会や商工会議所の経営指導員の方々と御相談いただいて、経営計画も策定していただいて、真に効果のある設備投資について申請いただくこともございます。

確かに委員がおっしゃるように、国の助成事業に県が上乘せするものもございます。労働雇用政策課の事業では、業務改善助成金に乗せる事業もございますので、その事業の在り方については、様々な選択肢があると御理解いただけたらと思います。

達田委員

今、仁木委員からお尋ねがあった事業についてなんですけれども、今まで同じような事業がありまして、設備投資を行ったところに支援して賃上げもできるということでしたと思うのです。

今回、3億3,000万円の予算といいますのが、国の支出金がそっくりそのまま入っておりますので、国から、こういう事業ですと示されているのではないかと思います。そうなのです。

福岡経済産業政策課長

今回の財源、国の交付金は重点支援交付金でございまして、そういった中で、例えば原

材料価格、エネルギー価格の高騰の支援といった大きな使途は示されておりますが、その使途からいうと合致するので充当させていただいているということでございます。

達田委員

国の支出金で3億3,000万円が入っていますよね。こういうふうに入っているけれども、例えば補助対象、補助要件、対象経費、補助額、補助率、補助期間、これらは県として自由に決められるということをしているのか。それとも、国がこうしてくださいと、そのまましているのかどうかをお尋ねします。

福岡経済産業政策課長

国の重点支援交付金は自由度の高い交付金でございます。制度設計などにつきましては県で策定しているところでございます。

達田委員

同じようなこういう取組がずっと行われてきて、設備投資をして賃上げにつなげていくことがなかなかできない、本当に零細な小規模事業所が非常に多いことから、県の制度が作られてきたのではないかと思います。上限額が2,000万円だった時もあるし200万円だった時もあると思うのですが、そういう中で、今までどんな成果が上がっているのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

委員から、これまでの設備投資に関する支援策とその成果という御質問を頂いております。

県では、これまでも前向きな設備投資を加速するため、昨年度、令和5年度6月や9月の補正におきましては、企業変革力強化投資促進事業として、総額予算額は10億円余りの予算。そして、令和5年度11月補正では、DXによる生産性向上を支援する生産性革命投資促進事業として、予算額としては5億円。さらに、今年度の9月補正では、生産性向上投資促進事業として3億円を確保して、積極的に設備投資をサポートしてきたところでございます。

実績なのですけれども、令和5年6月、9月の企業変革力強化促進事業では、約1,000件の生産性向上に資するシステム投資やGX投資、こういった前向きな取組をしつかりと支援したところでございます。

そして、令和5年11月の生産性革命投資促進事業では、優れたDXに係る投資計画を提出した38件の事業者を採択いたしまして、事業者のDXを推進するためとくしまDX推進センターなどと連携いたしまして、伴走型支援を行っております。

それで、例えばこんな成果がというのを御紹介いたしますと、製造業でいいますと、機械加工とかの作業で3DCAD、CAMと3次元測定器、そしてマシニングセンタという切削機を導入いたしまして、ネットワークで連携させることによって作業時間を4分の1に短縮し、年間780時間の作業時間を削減したというお話も聞いてございます。全ての採択事業者におきまして、生産性の向上が図られたと考えてございます。

そして今年度、令和6年11月の賃上げ応援！生産性向上投資促進事業につきましては、先月1月17日まで採択事業の公募を行っていたところで、予算額3億円を上回る申請がございまして、今後、有識者による審査委員会を経て審査を行うところでございます。

このように多くの申請を頂いておりまして、事業者の皆様の投資意欲の高さを実感しているところでございます。今後とも、県内企業のニーズをしっかりと把握しながら、設備投資をはじめ意欲ある企業の前向きな取組を後押しし、その支援を切れ目なく展開してまいりたいと考えてございます。

達田委員

補助額の上限が200万円、事業費全体が50万円を超える事業に限るということなのですが、県内の身の回りの事業者を見ていまして、設備投資といってもお金を掛けてできない零細な事業者が非常に多いわけなのです。そういうところが経営を続けていける見通しが本当に立つような事業を、是非、県としても小さな事業所に寄り添う形でやっていただきたいと思うのです。

それが取り組まれている支援金にも当てはまるかと思うのですが、その賃上げ額929円までしか当てはまらないところがあって、930円払うともう駄目なのです。そういうのもあって、本当に零細な業者が助かっているのかというと、なかなかそうは言えない面もありますので、これは改めていく必要もあります。

そして、この制度そのもの、今のこの事業そのものも、やっぱりもっと田舎の小さな事業者に寄り添うような事業内容に変えるというか、工夫していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

もう1点なのですが、先ほどもお話がありました先議の分でお尋ねします。

中小企業経営者向け価格転嫁推進事業の中身は、お話でよく分かったのですが、これに産業創生・大学連携課が取り組んでいるというのは、何かちょっと意味が分からないところがあるのです。産業創生・大学連携課は、国際シンポジウムや新しい事業の創出であるとか、DXステップアップやものづくりとかをしていますけど、なぜこの課がこの部分で取り組んでいるのか分からないので、御説明いただけたらと思います。

岡崎産業創生・大学連携課長

今、達田委員より、なぜ産業創生・大学連携課が価格転嫁推進に取り組んでいるのかという御質問を頂いております。

当課は、非常に幅広い業務を所管しておりまして、この価格転嫁推進の部分につきましては、ものづくり産業担当が中心となって推進しております。この担当につきましては、機械金属工業会や木竹連合会等をはじめ業界団体とのつながりのあるところでございまして、県内中小企業、主に製造業の原価診断というところで、当課から提案させていただいている次第です。

井村委員長

午食のため休憩いたします。（11時56分）

井村委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

達田委員

午前中の続きなのですが、なぜこの課がというのは、別に質問しようと思っていたわけではないのです。資料を見ていたら書いていたので、どうしたのかと思って、素朴な疑問です。お答えにいくかなと思いますので、また後で教えていただけたらと思います。

それで、いろいろと取り組まれているのですけれども、先ほどのお話では、企業から申入れがあったときに初めてこれをするのですということなのですが、総合サポートへの申入れの数は、どれぐらいを想定しているのでしょうか。

岡崎産業創生・大学連携課長

ただいま達田委員より、この事業での想定企業数ということで御質問を頂いております。

これは公募で開始する事業ですが、現在、予算上の想定といたしましては、丁寧にすれば、中小企業診断士1回当たりの支援時間が最長5時間ぐらい掛かるところで、その回数が上限5回までと考えておりまして、それで1回5時間、5回の計算でいくと30者程度の想定ができるところでございます。

ただ、最初の面談、ヒアリングの際に支援の方針や計画とかを丁寧にしようと考えておりまして、初回の面談の際に、最長5回のそこまでの支援が要らないということでありましたら、30者以上の支援が可能となっております。

達田委員

そうしたら、総合サポートのためのマニュアルのようなものが既にあるのでしょうか。

岡崎産業創生・大学連携課長

まだ診断士会と詳細を詰めている最中でありまして、マニュアルのようなものはまだございません。回数上限、支援内容等の協議を進めている段階です。

達田委員

なかなか絵に描いたようにはいかない事業だと思います。大変な事業だと思うのですが、DXとかそういうところをやっているところが、こういう大変な仕事もお引受けになったということで大変だと思いますけど、小さな事業者はこれからどうやっていこうかっていう方もたくさんいると思いますので、是非、頑張って良い事業にしていきたいという思いです。

これにも関連するのですが、午前中にもありました事業承継の問題なのですが、事業承継で、ここに予算として出ておりますのがM&Aによる事業承継です。

先ほどのお話を聞いておりますと、地域の事業所、お店、それらがなくなっていってしまうと。今もどんどん人口減少で廃れていっている中で、地域のお店もなくなってしまわないかという思いに駆られる、現実的な数字だと思うのです。この中で事業承継を

したい、この予算に載っているようなM&A型による事業承継をしたいという事業所は、もう調べられているのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

事業承継の需要についての御質問かと思えます。

午前中にも御説明をさせていただきましたが、本県では平成29年より、県や市町村、それから商工団体、金融機関、税理士、弁護士会などの士業団体、これらから成る事業承継ネットワークを県下一円に張り巡らせまして支援してきました。その中で、個別相談会を開催するなど、事業者のニーズの把握、御相談にも応じてきたところでございます。

これまでに、延べ1万件を超える事業承継に係る診断、アンケートなどを実施してきておりまして、継続的なサポートに取り組むことにより、平成27年から今年度12月末までの累計で、第三者承継が167件、親族内承継が86件、合計257件の事業承継の成約に至っているということで、潜在的には多くの方が事業承継を念頭に置いて、経営的な課題だと認識されているのかと思っております。

達田委員

これも昔からの考え方ではもうやっていけないというのがあると思うのです。大きく発想の転換をしないといけないと続けられないという面もあると思うのですけれども、最後にお尋ねしておきます。

このM&A型の事業承継の良いところと、こういうところが問題点ではないかということがありましたらお答えいただいて、問題点ではないかというところを工夫していくことが大事だと思いますので、その点をお尋ねしたいと思えます。

福岡経済産業政策課長

事業承継の良いところですが、委員のお話にもございましたが、その事業者、お店、会社がなくなってしまうことは、その地域にとっても活力が失われる側面もあるかと思えます。ですので、そういった事業者に何としても継続していただく方向で、一つの手法としてのM&Aという考え方でございます。

事業を進めるに当たって、課題というか進まない理由みたいなものを、事業承継・引継ぎ支援センターやM&Aのプラットフォーマーにお聞きすると、まず1点目が、小さな事業者が多いので、買い手への支援を充実させると促進されるのではないかと。

あと、県が率先して機運醸成を図ることで、M&Aに対する信用度が高まるのではないかと、事業承継を迷っている経営者の方に対して企業価値の算出、あなたの会社は今、価値がこれぐらいありますというのを提示してあげることで決断しやすくなるのではないかとといった声を頂いております、そういった声を反映いたしまして、今回の事業を構築させていただいているところでございます。

達田委員

徳島県におきましても、このお店がなくなったら困るところが、こういう形式で引き継いで、そして製品を引き続き製造しておられるようなところもお聞きいたします。

ですから、企業によっていろいろ違いがあるとは思いますが、地域の人間としては、お店や事業所になくなってほしくないのです。続けてもらいたい。赤字でどうしても立ち行かなくなったからって言うのじゃなくて、ちゃんとやっているのにやめざるを得ない、跡取りがない、そういうことでやめられるのは残念なことです。是非、事業が継続していけるような、一つ一つの企業に寄り添った支援策をしていただけたらと思いますので、お願いして終わります。

扶川委員

私もバッテリーバレイ構想やM&Aのことを聞きたかったのですが、まだ議論されていないところをやろうと思います。

その前に、午前中に議論があった中小企業経営者向け価格転嫁推進事業で、中小企業診断士が立ち会うと答弁されましたが、これは良いなと思いました。

ただ、これは国家資格とはいえ経営コンサルタントみたいなものですから、強い権限を持っているわけではなくて、交渉に同席してアドバイスすることはそれなりに役に立つと思うのですが、優越的な地位に基づいて、大企業が中小零細企業に無理を言ったときにどう対抗できるかという、その人にはできませんよね。

そういうときも含めて、価格転嫁がしっかりできる仕組みづくりをするべきだろうと思うので、休み時間に東京の公正取引委員会に電話しました。

そういうときに対応できるのは、下請け関係があれば下請保証だろうし、そうでなくても独占禁止法の優越的地位濫用に該当すれば、それは公正取引委員会で取り組むことができると。その要件なんかは、ホームページで全部読めませんでしたけど、積極的にそういうことがあったら通報すべしというようなことも、私は金融機関に勤めてもいないし、日亜化学工業株式会社の社員でもなくて全く疎いので、すぐ名前が出てこないのですが、その立ち会われる方が通報することもありだと思います。

もう一つ大事なことは、公正取引委員会に聞きますと、我々は仲裁機関ではないと。法律違反があったときに指導・監督する機関だと。場合によったら、ペナルティを科すことができる強い権限を持っているから、警察が犯罪を取り締まる権限を持っているという警察権とよく似たところがありますけど。

では、大企業相手に交渉するのに、中小企業診断士で力が足りなかったらどうするのかといったら、例えば行政あるいは別の専門家が、そういう相談に乗って働き掛けるのもありなのではないかと聞きました。それはそうでしょうということでした。

お尋ねするのですが、公正取引委員会の案件に至らないような、明らかな違法行為がなくても、一定の県行政の窓口として相談に乗って、現場のやり取りの報告を受けて、県としてできることを一生懸命やるべきだと思いますが、そういう体制はどこで誰が取りましますか。あるいは、できていなかったら作るべきだと思いますがいかがですか。

岡崎産業創生・大学連携課長

ただいま扶川委員から、下請中小企業のお困りごとの体制について御質問を頂いております。

委員お話しのとおり、国においても、公正取引委員会におきまして独占禁止法や下請代

金支払遅延等防止法の運用により、公正な競争環境の整備に取り組んでおります。また、労務費の適切な価格のため、価格転嫁のための交渉に関する指針も公表し、更なる取引の適正化が進められているところです。

また、中小企業庁におきましても、下請中小企業振興法で、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を確立するための基準を設けているとともに、下請Gメンということで、企業に対して年間1万件を超えるヒアリング調査などがされているところでございます。また、毎年9月、3月を価格交渉促進月間に設定し、30万者規模の価格転嫁実態調査、フォローアップ調査を実施するなど、価格転嫁の支援を加速させております。

県としましては、こうした国の取組の周知徹底をはじめとし、とくしま産業振興機構と連携しまして、下請取引に関する窓口相談を中小企業庁から受託し、この機構の中に下請かけこみ寺というところで、体制を整えているところでございます。

こうした下請かけこみ寺若しくは受託しているとくしま産業振興機構等とも連携いたしまして、適正な体制整備、支援を行ってまいりたいと考えております。

扶川委員

産業振興機構で、下請代金支払遅延等防止法に関しての公的な窓口ができているのは良いと思いますが、先ほど申し上げたみたいに、独占禁止法違反はいきなり動きませんので、公正取引委員会の、その手前に相談窓口があっていいのではないかと思います。

それを県として設けていないのであったら、是非設けて、現場でこういう交渉をしたのだけれどもなかなかうまくいかないと、どうしたらいいだろうかというような相談にも乗ってあげるべきだと思います。そのあたりはいかがですか。

岡崎産業創生・大学連携課長

扶川委員がお話しのとおり、今回の委託事業に関しまして中小企業診断士会からの報告等を受けまして、適正に対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

是非、お願いいたします。

中小企業診断士というのですね。非常に知識がない分野なので苦労して調べましたが、大体その方向でお願いできたら良いのではないかと思います。

あと、バッテリーバレイ構想について伺いますが、当初予算でバッテリーバレイ構想実現に向けて、県内企業の新規参入に向けた販路開拓支援、高校などでの蓄電池教育、企業誘致活動、蓄電池関連産業の魅力発信等を委託する事業として2,500万円が計上されております。内容は先ほど説明があったとおりで、それ以上は求めませんが、これもコンサルに委託するということです。

その前に、既に事業として始まっていますが、企業を誘致するのであれば用地が必要です。「徳島バッテリーバレイ構想」産業用地適地選定調査事業が進んでいかないと、新年度の予算も絵に描いた餅になってしまうと思うので聞くのですが、コンサルに委託して、これも適地調査するということです。

念のために聞いておきますが、これを委託するコンサルは、今度計上されている、さき

のコンサルとは全く別なんですか。

鳥海企業支援課長

ただいま扶川委員から、適地調査と、来年度に行う「徳島バッテリーバレイ構想」重点戦略推進事業の中の伴走支援のところだと思われますが、そこについての御質問を頂いたところでございます。

来年度予算で計上しております伴走支援のところにつきましては、これから事業者を選定していくようになるのですけれども、例えば経済支援団体や販路開拓に長けた委託先を考えているところでございます。

一方、適地調査につきましては、主に土木建設コンサル系の事業者が受注するような形になろうかと思えます。

進捗といたしましては、今、2月14日までの間で事業者募集を行いまして、企画提案書等の提出を待っているところでございまして、3月上旬頃には適地調査の実施事業者を決定する予定でございます。

扶川委員

令和8年2月27日までに調査報告書を出してもらおうというのは、要項に書いてあるからそうだろうと思いますが、その後、最終選定候補を15から20か所と書いてあって、最終は3か所と書いてあるのですが、この意味は、県内で最終的に3か所を選定していくということよろしいですね。

鳥海企業支援課長

適地調査の中で、15から20か所を一次選定ということで、広く県内各地からの提案をいただきまして、その中から団地造成の候補地といたしまして3か所程度を選定するという内容の仕様書でございます。

まず、一次候補の15から20か所につきましては、県内各地、また広さなどもいろいろ提案を頂きたいと思っております、団地造成に至らないような面積だったりするところもございまして、そういうところも今後の企業用地の候補としては活用していきたいと考えております。

団地造成の候補地3か所も、県で3か所の団地造成をするのかという御質問です。

今回発注している委託業務の中で、団地造成の全国状況、例えば民間業者が団地造成して売り出すという状況も今はございますので、そういう全国的な状況も見つつ調査しようと考えております。3か所全部の候補地が必ず産業団地になるかといったら、それは調査後、いろんな状況を見つつ検討していきたいと考えております。

扶川委員

3か所することが決まっているわけではなくて、民間の力を借りて民間で造成してもらうことも含めて候補地を選定して、最終的に1か所で終わるのか、3か所になるのかも分からないということですね。分かりました。

産業団地には、インターチェンジや港、工業用水、排水といったハードが最初から備

わっているほうが簡単ですけども、そういうことで限定してしまうと、最初から狭まってしまうと思います。既存のインフラを弾力的に活用する工夫などをして、例えば工業用水がなければ農業用水を転用できないかとか、そんなことも含めて可能性を弾力的に見て進めていくべきだと思います。

それから事業の仕様書を見ますと、用地選定に当たり、具体的な進め方は県と協議を行い、県の指示に従うことになっていますから、そういう柔軟な発想で選定してほしいということは事業者にお伝えいただきたいのですが、それでよろしいですか。

鳥海企業支援課長

ただいま扶川委員から、既存インフラにかかわらず柔軟に適地選定をしていただきたいという御意見を頂いたところでございます。

候補地選定に当たりましては、規模や形状、土地価格、造成状況など、また電力や用排水の状況のほか、交通、流通や法規制、また地元集落との関係性など様々な要件が関わってくると考えております。

それぞれの土地ごとでいろんな条件がございますので、そういう条件をこの業務の中で調査して評価を行っていきまして、適地選定につなげてまいりたいと考えております。

扶川委員

分かりました。

もう 1 点、産業団地はもちろん、今回バッテリーバレイを作ることが目的です。ただし、直接バッテリーバレイに関わらない企業でも、ここには是非進出したいみたいな話があれば、これも地域活性化に資するものであれば弾力的に認めていくこととなると思いますので、そのあたりも弾力的な対応をお願いしたいと思いますが、それでよろしいですか。

鳥海企業支援課長

ただいま、バッテリー関係以外の企業からの要望があればという御質問を頂いたところでございます。

まず、徳島バッテリーバレイ構想につきましては、蓄電池関連産業の集積を図るという目的で、各蓄電池関連企業への誘致活動を進めているところでございます。

この度の調査事業につきまして、実施する背景といたしましては、スピード感がある企業活動へ、迅速かつ立地環境が整った産業用地を提供するためでございまして、企業が求めます条件などを盛り込んだ産業用地につきましては、蓄電池関連産業だけでなくほかの産業においても幅広く必要となる条件も含んでいると承知しているところでございます。まずは、蓄電池関連産業の集積及び誘致に向けた取組を進めていきたいと考えておりまして、その上で産業用地の確保を希望する企業がおられましたら、そちらに対してもしっかりと支援していく所存でございます。

扶川委員

これも先ほど議論があったので詳細は言いませんが、M&Aについても、中小零細の家族経営の農業が日本の農業を支えてきましたが、いよいよここに来て高齢化が進んでこの

ままでは農業が維持できないような事態になっています。そういうところが、地元の産業にも見られるのだと思います。

しかし、その中には素晴らしい伝統産業があったり、先ほども御答弁があったように、よく検討すれば価値があるので、それを資本のある、やる気のある経営体とマッチングして継承してもらうのが非常に重要なことだと思いますので、これはとにかく積極的に進めていただきたいということだけお願いして、終わります。

岡田（理）委員

予算書を見ていて不思議に思うことがあるので、端的に答えていただきたいと思うんですけど、10ページにある徳島とくとくターミナル管理運営費が倍増されているのと、物産あつ旋費、特産品振興費が無茶苦茶減っているのです。減っている理由を教えてください。

高尾商務流通室長

まず、徳島とくとくターミナル管理運営費につきまして、とくとくターミナルは、平成15年4月にオープンして以来20年以上経過しておりまして、外壁等の修繕の経費を計上しておりますため増額しております。この修繕については、県で定めております中長期予防保全計画に基づきまして、ちょうど来年度が修繕時期に来ておりますことから、実施させていただきたいと考えております。

それともう1点、物産品振興費につきましては、この度新たな地域商社を設立したことを契機に、改めて新規事業としてワンストップによる国内外へのプロモーション事業として予算を要求させていただいているため、こちらに集約した関係で減額となっております。

岡田（理）委員

多分そうなのだろうと思ったのですが、それでしたら、なくなってもよいのでは。そのこの項目がこちらに来てもいいのではないかと思います。何らか70万円とかを残す必要はあるんですか。

高尾商務流通室長

この度の新規事業である、ワンチーム徳島による海外展開支援の実施につきましては、国内外へのプロモーションの実施と、海外進出支援のワンストップ相談支援事業の部分について集約しておりますことから、来年度要求ベースで、それ以外の経費はそのまま元の費目のところに計上しておるところでございます。

岡田（理）委員

分かりました。

あと、東京本部が3,000万円減っているということは、人は何人減らされるのですか。

福岡経済産業政策課長

対前年度の比較でこの数字になっているのですけれども、今年度から減った状態になっています。これから減らされるのではなく、既に減員された状態が今年度でございます。

（「では、3,000万円の減は何ですか」と言う者あり）

このうち……

（「人件費とかですか」と言う者あり）

人件費ですね。何人減ったか、詳しくはあれなのですが、数えると7名か8名ぐらいです。

岡田（理）委員

なぜそれを聞いたかといえば、午前中の議論で東京県人会の枠を増やしてと言うので、100万円の300人だったのが2,300万になったので、今度6,000人呼ぶのかなと思ったのです。どのような規模ですのかと思いながら、予算を見せてもらったのですが、それならば、東京本部のそういう調整をしている人たちを減らして行って、どこでそれをカバーするのかと純粋に疑問に思ったので聞いたので、事前委員会なのでそれでいいです。また、答えがあったら教えてください。

仁木委員

扶川委員に言っていた公正取引委員会関係の分や、立会い関係の議論を上書きして質問された中で、答弁のやり取りを聞いていましたら、明らかに違法性が認められそうな案件について立会いをするための事業だということによろしいでしょうか。議論の一節を聞きましたら、そのような形で私は取りましたけれども、立会いをするのはどういつときなのか。

価格交渉の際に中小企業診断士が立会いするのは、先ほど、明らかにその違法性が認められそうときのような話をされたと思うのですが。これって、今回の私の見立てというか、この説明を最初に聞いたときに思ったのはそういったものではなくて、価格交渉が適正にできて行って、価格交渉の中で価格転嫁できることが目的なのではないでしょうか。

僕は、そういう認識で質問していましたが、公正取引委員会がどうかこうとかと言って、それを下請法がどうだこうだとおっしゃいますけど、それは規制であったとしても、その相手が取引先を誰に選ぶかなんていうのは民間の自由であって、それを脅し文句に使う価格を限定的にしてはいけないという話です。それが規制の枠なのです。だから、その価格交渉は、これに責任が持てるのでしたらどんどんすればいいです。

それに対抗する法律を使って、そこまでやっていくのだと、そのために、第三者を含めておかなければいけないから、場合によっては価格交渉に中小企業診断士が入るのだという話なのか。いえいえ違いますと、今の我々の取引の単価価格っていうのは、適正価格としてはもうちょっと掛かりますから、取引先の契約を、単価を改めて検討してくださいというのが価格転嫁でないのですか。

今の話を聞いていたら、上塗りされたら、正当に最終はここまでいくのですっていうことで、場合によったら中小企業診断士を同席させる話のように私は受け止めるわけなのですが。そこら辺は違うなら違うって言うておいてくれなかったら、この事業に関してはそれをするのだったらきちんと責任を持てよという話なのです。

同席して、ではそれで契約解消になりましたとか取引が解消になりましたとか、結果そ

うなってしまったら、その部分の責任はきちんと取れるのですかっていう話なんです。

そこら辺、きっちりどうなのかを言っておいてもらわなかったら、ちょっとおかしくなりませんか。そこら辺、どうなのですか。

岡崎産業創生・大学連携課長

ただいま仁木委員より、中小企業経営者向け価格転嫁推進事業の趣旨について御質問を頂いております。

この事業の趣旨といたしましては、飽くまでも委員がおっしゃるとおり、価格転嫁の実現を通じた経営の安定化を図るためにさせていただいております。法違反を検挙するための事業ではございません。

中小企業診断士が、価格交渉、適切な価格転嫁がうまくいくようにサポート支援する事業となっております。

扶川委員

口頭で聞いた中で、その話が出たので補足しておきます。

具体的に、中小企業診断士がその場で言えることは限られているので、力関係が余りに違ふと。このままだと赤字だというものを見せても応じてくれないのもあるだろうと。そういう場合、いわゆる優越的地位の濫用になるのかということまで聞きました。

機械的に言えないと、例えば、お願いをしていくほうが別の業者に乗り換えることができる、取引先を変更できれば、別に優越的な地位は要らない。紹介者だけのものを扱っていて、もうそこから仕入れられなくなったらどうにもならないような特殊な製品の場合だったら、それは優越的地位の濫用になるので、個別で判断されるということです。

だから、これは法律的なことで解決しないのです。今、仁木委員がおっしゃるように即法になるので、だからこそ、その曖昧な法律で解決、規制し切れないところについて、中小企業診断士が業務で入ってきた情報については、県が把握して、県としてもそういう相談に乗って、県は指導権限も何もありませんから、企業にお願いをして、どうでしょうというような行政指導をしていただく。そういう仕組みを作ったらどうかっていう趣旨で申し上げただけのことであって、そこは誤解のないようにお願いしたいと思います。

井村委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で経済産業部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時37分）